

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（英文名 Safety Association of Construction and Loading Vehicles 略称「SACL」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、建設荷役車両の性能の保持向上とその使用に関する安全の確保を図り、もって労働災害の防止に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期点検整備の推進及び普及に関すること
 - (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条に規定する定期自主検査に係る自主基準の設定、改善及び普及に関すること
 - (3) 検査・整備基準の設定及び技術の改善に関すること
 - (4) 検査者、整備者その他の要員の養成及び安全衛生教育に関すること
 - (5) 検査済標章の発行及び管理に関すること
 - (6) 検査・整備に関する調査研究、統計の作成及び資料の収集並びにこれらの普及に関すること
 - (7) その他本会の目的達成のために必要とする事項に関すること
- 2 前項に掲げる事業については、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員は、次に掲げる者であって、この法人の事業に賛同して入会する個人又は団体

- イ 労働安全衛生法第54条の3第1項の登録を受けた検査業者
- ロ 建設荷役車両の製造業者、部品製造業者、販売業者及び整備業者
- ハ 建設荷役車両の保有・管理をする事業者
- ニ 建設荷役車両の貸与者
- ホ 建設荷役車両の作業場を統括管理する事業者

(2) 賛助会員は、前号に規定する以外の者であつて、この法人の事業に賛同して入会するもの

2 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも本会を退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経て除名することが出来る。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として、毎年1回、事業年度終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故があるときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は、他の正会員を代理人として議決権を行使することを委任することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の場合における前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名が、これに署名し、又は記名押印して事務所に備え付け、会員の求めに応じ閲覧に供しなければならない。

第5章 役員、顧問

(種類及び定数)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 35名以上40名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち2名以内をもって業務執行理事とする。
 - 4 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、2名以内を常務理事とする。
 - 5 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第22条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。
- ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあつては5名、監事にあつては1名を限度として、会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

(1) 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

(2) 副会長は、会長を補佐する。

(3) 常務理事は、会長を補佐して、この法人の業務を分担処理する。

2 会長及び常務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期を満了する時までとする。

3 役員は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問)

第27条 会長は、本会の目的を達成するため必要があると認められるときは、理事会の議決を得て、2名を限度として顧問を委嘱することができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、会長に助言する。

3 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬等)

第28条 役員は、総会で定める支給基準により、勤務の状況に応じ報酬又は費用の弁償を受けることができる。

2 顧問は無報酬とする。ただし、総会の定めるところにより費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故があるとき、又は、特別の利害関係を有するときは、出席した他の理事から議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長（会長に事故があるときは出席した理事）及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(財産の構成)

第35条 この法人の財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 社団法人建設荷役車両安全技術協会から承継した資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入

(6) その他

(財産の管理)

第36条 この法人の財産は、理事会の定めるところにより、会長が管理する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書を記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、直後の総会に報告しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前1項の書類のほか、次に掲げる第1号から第4号の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、第5号及び第6号の書類を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(5) 定款

(6) 会員名簿

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第43条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(事務局)

第45条 この法人に、事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長の選任及び解任は、理事会の決議による。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、吉識晴夫、最初の業務執行理事は、樋口俊範及び古橋政樹とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。